

農林業等の建設類似作業の 「墜落・転落災害ゼロを目指して」

小田原労働基準監督署

農業や林業では、地山の傾斜地での立木の伐倒や枝打ち、河川の土手での刈払い作業、農業トラクターでの作業（走行含む）など、建設業で行われる作業に類似した作業を行うケースが多くあります。

これらの作業では、高い場所や路肩での作業となりやすく、転落や墜落による災害の危険性が高まることになります。



当署管内においても、これら建設業に類似した作業中に墜落・転落災害が発生し、亡くなる事例や大きな障害を負う事例が発生しています。

作業現場に応じたKY（危険予知）活動の推進や、リスクアセスメントの実施、ピクトグラムによる注意喚起などを活用いただき、災害発生防止に努めるようお願いします。



危険が少ないと感じる機械でも、思いがけない災害が起こることもあります。使用方法や注意事項を事前に確認しましょう

<https://www.naro.go.jp/org/iam/anzenweb/jirei/jirei.html>

一人ひとりの安全意識が、現場全体の安全を守ります